

平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号

総務省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七條、第九條第一項、第十二條及び第十四條並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条及び第十四條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）
第一条 総務省の所管に係る補助金等の交付に關しては、他の法令に特別の定めのあるものほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」とは「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等又は補助事業等をいう。

（申請書の記載事項等）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第五号及び第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添付書類並びに法第五条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（交付の条件）

第四条 総務大臣は、法第七条第一項に規定する条件のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付するものとする。

2 法第七条第一項第一号及び第三号の軽微な変更は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（申請の取下げの期日）

第五条 法第九条第一項の各省各庁の長の定める期日は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して二十日を経過した日とする。

（状況報告）

第六条 法第十二條の規定による報告は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（実績報告）

第七条 法第十四條前段の規定による報告は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日まで、同条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日まで、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、これを総務大臣に提出してするものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第八条 令第十四條第一項第二号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

附則

（施行期日）

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 郵政省所管補助金等交付規則の廃止（郵政省所管補助金等交付規則の廃止）

（経過措置）

3 この省令の施行前に交付決定された補助金等については、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月二二日総務省令第三二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十三年度に取得した財産からこれを適用し、平成十二年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一五年三月一八日総務省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月二二日総務省令第七一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十五年度に取得した財産からこれを適用し、平成十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月二五日総務省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十六年度に取得した財産からこれを適用し、平成十五年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三一日総務省令第五五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十七年度に取得した財産からこれを適用し、平成十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「特定周波数対策交付金」については、平成十六年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成一九年三月二六日総務省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十八年度に取得した財産からこれを適用し、平成十七年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年三月二八日総務省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十九年度に取得した財産からこれを適用し、平成十八年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「市町村合併体制整備補助金」については、平成二十年度から取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二二年二月九日総務省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであって、この省令の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限期間よりも短いものについては、なお従前の例による。

附則（平成二二年三月二三日総務省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年度以前に取得した財産からこれを適用し、平成二十年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、

し、「情報通信利用促進支援事業費補助金」及び「情報通信技術開発支援事業費補助金」については、平成二十年度から取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二二年四月三〇日総務省令第六〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二三年三月三〇日総務省令第二二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二三年四月二二日総務省令第三九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十二年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二二日総務省令第四七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二三年二月二二日総務省令第一五四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二四年三月二七日総務省令第一八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二四年四月一八日総務省令第四三三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年二月二二日総務省令第一〇二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二四年二月二二日総務省令第一〇四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二五年三月二二日総務省令第二二二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二五年六月一四日総務省令第六八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年二月二九日総務省令第九九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二六年四月二二日総務省令第四四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十五年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月九日総務省令第九二二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令第一一〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二七年四月一七日総務省令第四八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産からこれを適用し、平成二十六年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一月三三日総務省令第八八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産から適用する。

附 則 (平成二八年二月三日総務省令第六六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二八年八月五日総務省令第七九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二八年一月九日総務省令第九〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二九年四月二四日総務省令第三七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十九年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成三一年二月二二日総務省令第一〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成三十年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 (平成三一年四月一日総務省令第四八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成三十一年度に取得した財産からこれを適用する。

店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十四
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	三十一
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十九
公衆浴場用のもの	二十七
工場（作業場を含む。）用又は倉庫事業の倉庫用のもの	二十六
その他のもの	三十一
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	三十
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十七
店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十五
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	二十五
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十四
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十四
公衆浴場用のもの	十九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	二十二
事務所用のもの及び左記以外のもの	十九
店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	十九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十九

旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十七
木造又は合成樹脂造のもの	二十四
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	二十
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十七
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十五
木骨モルタル造のもの	二十二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十
店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	十九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	十五
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十五
公衆浴場用のもの	十四
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十四
簡易建物	十
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	七
掘立造のもの及び仮設のもの	七
電気設備（照明設備を含む。）	七

物 築 構	備 設 属 附 物 建 び 及 物 建	備 設 属												
		蓄電池電源設備 その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス 設備	冷房、暖房、通風又はボイラー 設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二 十二キロワット以下のもの） その他のもの	昇降機設備	エレベーター	エスカレーター	消火、排煙又は災害報知設備及 び格納式避難設備	エヤーカーテン又はドア自動 開閉設備	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの	その他のもの		
配電用のもの 鉄塔及び鉄柱	送配電用のもの 開発研究用のもの 建物の全部又は一部を低温室、 恒温室、無響室、電磁しゃへい 室、放射性同位元素取扱室その 他の特殊室にするために特に施 設した内部造作又は建物附属 設備	六 十五	十五	十三	十五	十七 十五	八	十二	十五 八	三	十五 三 十五	十八	五	五十

鉄筋コンクリート柱	木柱	配電線	引込線	添架電話線	地中電線路	電気通信事業用のもの	通信ケーブル	光ファイバー製のもの	その他のもの	地中電線路	その他の線路設備	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	円筒空中線式のもの	その他のもの	鉄筋コンクリート柱	木柱	アンテナ	接地線及び放送用配線	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れん が造、石造又はブロック造の もの	果樹棚又はホップ棚	その他のもの	主として金属造のもの	主として木造のもの	土管を主としたもの	その他のもの	広告用のもの	金属造のもの	その他のもの	競技場用、運動場用、遊園地用 又は学校用のもの	スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造の もの	主として鉄骨造のもの	主として木造のもの	ネット設備	野球場、陸上競技場、ゴルフコ ースその他のスポーツ場の排水	その他の土工施設	水泳プール	四十二 十五 三十 二十 三十 二十五	二十 八	十四 十七 十四 五	十 十 十	四十 四十 四十二	三十 四十 三十一	十 十三 二十七 二十一	四十 十五 三十 十五 三十 三十 三十	三十	三十
-----------	----	-----	-----	-------	-------	------------	--------	------------	--------	-------	----------	---------------	--------	-----------	--------	-----------	----	------	------------	---------	---------------------------------------	-----------	--------	------------	-----------	-----------	--------	--------	--------	--------	----------------------------	------	---------------------------------------	------------	-----------	-------	----------------------------------	----------	-------	------------------------------------	---------	---------------------	-------------	-----------------	-----------------	-----------------------	----------------------------------------	----	----

